

(公印省略)
伊 監 第 3 5 号
令和 7 年 6 月 23 日
(2025 年)

様

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 保田 憲司

定期監査（フォローアップ）結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、前回の定期監査指摘事項等に対する措置状況について実施した監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

総務部	危機管理室	—
財政基盤部	財政企画室	経営企画課
市民自治部	市民サービス室	消費生活センター
健康福祉部	保健医療推進室	健康政策課
都市活力部	まち資源室	文化振興課
	都市整備室	都市計画課、建築指導課
都市交通部	みどり公園室	公園課、みどり自然課
農業委員会事務局	—	—
教育委員会事務局 こども未来部	こども室	次世代育成課、こども文化科学館
教育委員会事務局 生涯学習部	—	社会教育課、スポーツ振興課
ボートレース事業局	—	総務課

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査（フォローアップ）（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

第2 監査の対象

本市の監査結果において指摘を行う事項については、監査リスクの観点から分類し、初歩的な誤りで改めるべきものは口頭で指導を行い、改善を要するものについては文書による指摘を行い、その各々について改善措置の報告を受けています。

改善措置については、すぐに改善できるものと対応に時間を要するものがあるため、原則として監査実施2年以内の年度において、指摘事項等に対する措置状況を確認し、改善が認められない事項については改善への取組みを促し、監査の実効性を高めることを目的として計画的にフォローアップ監査を実施しています。

本監査は、令和5年度(2023年度)に定期監査を実施した部局の事務の改善状況について、監査を実施しました。

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 組織、人員配置、所掌事務について	・ 事業運営上不合理な点はないか。 ・ 職務権限及び責任体制は明確になっているか。 ・ 職員の勤務状況は適正か。
② 予算の執行状況について	・ 予算の執行は正当な権限者が行い、その手続は適正か。 ・ 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
③ 収入事務について	・ 調定の時期及び手続は適正か。 ・ 納入通知、収入消込等の徴収事務は適正に行われているか。 ・ 公金事務委託の手続は適正に行われているか。
④ 支出事務について	・ 支出負担行為は法令等に違反しないか。 ・ 支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。 ・ 旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
⑤ 契約事務(委託契	・ 適正な方法により契約を行っているか。

約、工事契約)について	・随意契約理由は適正か。 ・契約の履行確認は適正に行われているか。
⑥ 負担金・補助金の執行について	・支出対象及び支出金額は適正か。 ・実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
⑦ 規則(要綱)の整備について	・財務事務を執行する根拠として適正か。 ・法令及び条例に則しているか。
⑧ 公の施設の管理について	・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・協定書等に必要事項が適正に記載されているか。 ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か。
⑨ 文書取扱事務について	・文書の収発、整理及び保存は適切か。 ・文書事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
⑩ 財産の管理状況について	・物品は正しく分類整理されているか。 ・現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・帳簿外物品はないか。 ・公印は厳正に管理されているか。
⑪ 公金等の保管状況について	・収納金、つり銭資金等の現金の保管及び取扱いは適正か。 ・帳簿類は遅滞なく正確に記帳され、現在高と一致しているか。 ・歳入歳出外現金の取扱いは適正か。

なお、監査対象ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、前回監査の指摘事項等に対する措置状況の報告を受け、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは監査対象部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な監査方法により実施しました。

第5 監査の日程

令和7年(2025年)4月4日～令和7年(2025年)6月3日

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象とした指摘事項等に対する措置状況並びに改善を要する主な事項等は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受

けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

なお、指摘事項等は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

I 前回指摘事項等の改善状況

<総括>

区 分	調査 件数	結 果			
		改善 済み	改善 見込み	改善に向け 取組中	未措置
健康政策課	1	1	0	0	0
文化振興課	1	0	0	1	0
次世代育成課	2	1	0	1	0
こども文化科学館	1	1	0	0	0
スポーツ振興課	11	5	1	5	0
合 計	16	8	1	7	0

<フォローアップ監査調査表>

[健康政策課]

I 支出事務について

(I) 休日応急歯科診療事業運営補助金の実績報告について

前 回 指 摘
令和4年度休日応急歯科診療事業運営補助金の実績報告書は令和5年4月1日付けて提出がありましたが、実績報告書の審査や補助金額の確定に係る決裁を行っていませんでした。 補助金等の交付に関する規則第12条には、市は実績報告書の審査を行わなければならない旨、第14条には、補助金額の確定をしなければならない旨が規定されています。 今後は規則にのっとり、実績報告書の審査及び補助金額の確定に係る決裁を行うよう事務を改めてください。
監 査 調 査 報 告
<改善済み> 令和5年度休日応急歯科診療事業運営補助事業の補助金の確定の事務を確認したところ、実績報告書の審査及び補助金額の確定に係る決裁が適正に行われていたことを確認しました。

[文化振興課]

I 支出事務について

(I) 文化財保護団体への補助金について

前 回 指 摘
文化振興課では、文化財の保護活動を実施する5団体に運営補助金を交付しています 補助金の交付に関する規則第11条に市の会計年度終了後30日以内に実績報告書を市長

に提出しなければならない旨、第 12 条に市は会計年度終了後に補助事業者から提出された実績報告書の審査を行わなければならない旨、第 14 条に補助金額の確定をし、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めなければならない旨が、それぞれ規定されています。

令和 4 年度の上記補助金に係る事務を確認したところ、適切な事務処理がなされていないので早急に改めてください。

① 御願塚文化財愛護少年団から実績報告書が提出されておらず、報告書の審査、補助金額の確定がなされていません。

② 伊丹市文化財保存協会、御願塚史跡保存会、伊丹市昆陽寺文化財を守る会からの実績報告書が期限内に提出されておらず、報告書の確認、補助金額の確定が未了です。

③ 南野文化財愛護少年団から受領した実績報告書は、審査がなされず、補助金額も確定されていません。定期監査期間中に実施した審査により、補助金の返還を求めなければならない事態となっています。

監 査 調 査 報 告

<改善に向け取組中>

令和 5 年度の文化財の保護活動を実施する 4 団体への補助金額の確定に係る事務を確認したところ、全団体の実績報告書を受領し、実績報告書の審査及び確定の決裁は行われており、改善に向け取り組んでいます。しかし、事務の時期が大幅に遅延しており、改善を要する点が見受けられました。また、補助金の規定について、改善を要する点が見受けられました（別紙指摘事項参照）。

[次世代育成課]

1 支出事務について

(1) 会計年度任用職員の報酬支給事務について

前 回 指 摘

令和 4 年度及び令和 5 年 4 月から 12 月までの会計年度任用職員の報酬支給事務について確認したところ、週休日の振替について、週当たり勤務時間が 37 時間 30 分を超えた場合の超過勤務手当【25/100】が支給されていないものが令和 4 年度で 27 件、令和 5 年度で 24 件ありました。

必要な期間を遡及して支給額の確認と精算処理を行うとともに、ミスの発生しない仕組み及び確認体制を再構築し、今後は適正な事務処理を行ってください。

監 査 調 査 報 告

<改善済み>

令和 6 年 3 月の報酬支給時に精算されていることを確認しました。

2 財産管理について

(1) 児童くらすでのおやつ提供について

前 回 指 摘
児童クラブでは、放課後の時間帯における補食としておやつを提供しています。これは、保護者会が主体となって実施するもので、同会がおやつ代やその徴収方法を決定し、同会からの依頼を受けて各児童クラブの支援員がおやつ代を現金徴収し、おやつを購入して児童に提供しているとのことです。そして、おやつ代の出納状況を毎月の「くらぶだより」で保護者に報告しています。しかし、児童クラブ支援員が現金の取扱いを始めとしておやつ提供に係る一連の事務を行う根拠が整備されていません。保護者会と市の間で委任または委託の取決めや責任範囲の確認、現金の取扱い等、必要な事項を明示して根拠を整備し、適正な事務を行ってください。 なお、児童クラブにおけるおやつの必要性やおやつ提供には、アレルギー対応が求められ、リスクも生じることを考え合わせると、市の提供する支援に包含することも検討されるよう付言します。
監 査 調 査 報 告
<改善に向け取組中> 児童クラブにおけるおやつ提供事務を調査したところ、市が委託依頼書を保護者より受領することによりおやつ提供について委託されていることを確認しました。また、一連の事務の取扱いに関し要綱を定めるなど、適正な事務の実行に向け取り組んでいます。

[こども文化科学館]

Ⅰ 収入事務について

(Ⅰ) 観覧料について

前 回 指 摘
伊丹市立こども文化科学館条例第 6 条及び伊丹市立こども文化科学館条例施行規則第 7 条第 1 項第 1 号で、兵庫県内の学校に在籍又は兵庫県内に居住する小中学生の観覧料について、全額減免できる旨を規定しています。減免の適用には、兵庫県教育委員会が発行するココロンカードを窓口で提示することを要件とし、学生証等では減免を適用していません。ココロンカードの提示者のみを減免対象として運用することは不適切です。 また、伊丹市立こども文化科学館条例別表で、3 歳未満の幼児の観覧料は無料と規定しているにもかかわらず、プラネタリウムの座席を使用する場合には有料とする運用で、これも不適切です。 条例、規則にのっとった適切な事務を行ってください。
監 査 調 査 報 告
<改善済み> こども文化科学館の観覧料の取扱いについて確認したところ、条例規則にのっとった運用に改善されていました。

[スポーツ振興課]

[前回意見]

Ⅰ 組織管理について

(Ⅰ) 職場運営全般について

前 回 指 摘
令和４年度及び令和５年度上半期の事務執行状況を監査したところ、１０項目の指摘事項があり、うち７項目は、平成３１年度の定期監査及び令和３年度のフォローアップ監査で指摘、注意した事項の繰り返し、または同様の事項です。（指摘事項に※印を付しています） これら事項の態様は、①前回の指摘後も改善措置が講じられていないもの、②一時改善されたものの定着・継続されず、改善策が水泡に帰したものの、③指摘した事案では改善したものの別の事案で同様の誤りを繰り返しているもの、④指摘内容の本質を検討せずに現象面の対処に終始し、事務増加や誤りを招いているものに類別され、改善の方針や具体的な方法が職場全体で理解、共有されていないのではないかと考えます。また、事務執行に必要な知識やノウハウが職場に蓄積されていない面や職場内、職員間の意思疎通・情報共有が不十分と思われる事象も見受けられます。 今般の監査結果に基づき措置等取組を求めるうえで、上記実態を踏まえ職場運営全般にわたり組織的な対応、改善が不可欠と判断し意見します。
監 査 調 査 報 告
<改善に向け取組中> 令和６年度の実務執行状況を調査したところ、課内での情報共有等を通じ、職員相互のチェック体制の強化、事務運営に係るチェックリストの作成等、職場風土の改善に向けて取り組んでいます。しかし、前回指摘事項以降の職場運営全般について、なお改善を要する点が見受けられました（別紙指摘事項参照）。

[前回指摘事項]

Ⅰ 収入事務について

(Ⅰ) 収入事務受託者の使用料の金融機関への払込みについて ※

前 回 指 摘
稲野公園運動施設使用料の金融機関への払込みについては、徴収事務委託仕様書に、徴収した使用料を１週間以内（その日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に納付書により指定金融機関等に払い込む旨が定められています。 令和５年度の収納状況を確認したところ、期日までに払込みが行われていない事例が１４８件中８件ありました。 早急に徴収事務委託仕様書と実務とのかい離を改め、適切な事務を行ってください。
監 査 調 査 報 告
<改善済み> 令和６年４月から令和７年３月までの収納済通知書その他の資料を確認したところ、指

定された払込期日までに金融機関に払込みが実施されていることを確認しました。

(2) 実費弁償金（更衣ロッカー使用弁償金）について

前 回 指 摘
稲野公園運動施設の更衣ロッカー代については、一定期間ごとに指定管理者が回収し、実費弁償金（更衣ロッカー使用弁償金）として市へ納付しています。 徴収事務委託により行われているとのことですが、委託内容は伊丹市立体育施設条例に基づく使用料と記載されており、更衣ロッカー代は含まれていませんでした。一方、伊丹市立稲野公園運動施設の管理に関する指定管理者仕様書には、指定管理者の行う業務の一つとして実費弁償金の徴収等に関する業務が明記されていました。 徴収事務委託については、地方自治法施行令第 158 条に列挙されていますが、実費弁償金は規定されていません。 更衣ロッカー代の収納について、事務の改善を行ってください。
監 査 調 査 報 告
＜改善に向け取組中＞ 更衣ロッカー代の収納については、職員が回収し納付処理を行うなど、改善に向け取り組んでいます。しかし、納付書の記載事項について、改善すべき点が見受けられましたので、口頭にて指導しました。

(3) 公園使用料の減免について

前 回 指 摘
スポーツ振興課では、伊丹市都市公園条例第 6 条第 1 項第 1 号に基づき、稲野公園内でのイベント実施を許可しています。使用料については、公園使用料等及び駐車料金の減免処理基準第 3 条第 2 項の規定により免除となっていました。減免申請書の提出及び減免決裁がありませんでした。 伊丹市都市公園条例施行規則第 13 条第 3 項には、「使用料等または駐車場の減免を受けようとする者は、伊丹市公園使用料等・駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。」と規定されています。 規則にのっとり適切な事務を行ってください。
監 査 調 査 報 告
＜改善済み＞ 令和 6 年度における稲野公園内の使用許可決裁を確認したところ、減免申請書が適切に提出、確認されており、事務は改善されていました。

2 支出事務について

(1) 単独随意契約における再委託について ※

前 回 指 摘
「スポーツの日のつどい」事業の実施については、単独随意契約により伊丹市スポーツ振興協議会に委託しています。委託業務のうち、放送機器操作、ミニ SL 機関車運行、駐車場整理、スポーツ教室、開会式アナウンス、ごみコンテナ設置回収の業務は、協議会から民間業者等に対して再委託されています。 伊丹市随意契約ガイドラインには、単独随意契約では、一部の業務であっても、業務の再委託は原則禁止であり、市が必要と認めた場合（業者から書面による申し出があり、単独随意契約の趣旨を損なわない範囲であると判断した場合）にのみ再委託を行うことができる旨記載されています。 しかし、令和 4 年度及び令和 5 年度の同事業において、協議会から市に対する再委託に係る申請、市における再委託の可否に係る決裁及び委託先への承諾手続は行われていませんでした。 協議会が再委託を行う場合は、承諾の手続を書面で行うなど適切な事務に改めてください。
監 査 調 査 報 告
<改善済み> 令和 6 年度の「スポーツの日のつどい」事業の再委託に係る手続を調査したところ、市に対する再委託に係る申請、市における再委託の可否に係る決裁及び委託先への承諾手続が行われていることを確認しました。

(2) 実績報告について ※

前 回 指 摘
令和 4 年度の委託事業について確認したところ、実績報告の提出について、各団体からの実績報告の提出がされていないものが 7 件、実績報告は提出されているが報告期日を過ぎているものが 4 件ありました。実績報告の提出日付を消せるボールペンで書いているものも 1 件ありました。 今後は、確実に実績報告を提出させ、適切な履行確認を行ってください。
監 査 調 査 報 告
<改善済み> 前回指摘のあった委託事業に係る令和 6 年度の実績報告書を調査したところ、報告期限内に実績報告書を受領し、履行確認を行っていることを確認しました。

(3) 伊丹市民スポーツ祭種目大会他 2 事業の実施委託及び履行確認について ※

前 回 指 摘
スポーツ祭種目大会及びスポーツ奨励事業は伊丹市スポーツ協会に、少年スポーツ大会は伊丹市少年スポーツ指導者連絡協議会にそれぞれ実施を委託しており、各団体の事務局はスポーツ振興課職員が担っています。

令和４年度の委託契約書等を確認したところ、委託内容・業務の詳細が記載されていないことや一の大会に複数の委託料が充てられていること、各競技団体に支払われる金額の積算根拠が不明であるなど、委託事務としては不適切です。 また、事業を実施した各競技団体から実施報告書が事務局に提出され履行を確認する仕組みですが、煩雑で漏れが生じるなど確認が十分ではありません。 これら大会等の実施につき、委託の適否の検討を含め事務の改善を図ってください。
監 査 調 査 報 告
＜改善に向け取組中＞ 令和６年度のスポーツ祭種目大会、スポーツ奨励事業、少年スポーツ大会の実施委託契約を調査したところ、各競技団体からの実施報告書を漏れなく受領するなど、改善に向け取り組んでいることを確認しました。

(4) 伊丹市スポーツ協会補助金の実績報告書の審査について ※

前 回 指 摘
令和４年度の伊丹市スポーツ協会補助金の実績報告書について確認したところ、実績報告書の審査及び補助金額の確定の決裁が行われていませんでした。補助金等の交付に関する規則第１２条には、市は会計年度終了後に補助事業者から提出された実績報告書の審査を行わなければならない旨、第１４条には、補助金額の確定をしなければならない旨が規定されています。 規則にのっとり、実績報告書の審査及び補助金額の確定を行うように事務を改めてください。
監 査 調 査 報 告
＜改善済み＞ 令和５年度の伊丹市スポーツ協会補助金の確定の事務を確認したところ、実績報告書の審査及び補助金額の確定に係る決裁が行われていたことを確認しました。しかし、補助金の交付の対象となる事業について、改善すべき点が見受けられましたので、口頭にて指導しました。

3 財産管理について

(1) 備品管理について ※

前 回 指 摘
備品台帳上、スポーツ振興課が直接管理を行う備品（貸与物品以外）４６件について確認したところ、所在の誤っているものが３８件ありました。また、２９件を抽出して現物の確認を行ったところ、以下の問題点がありました。 ・現物を確認できず、廃棄手続が漏れている １２件 ・任意団体の備品と一緒に管理されており、どれが市の備品か分からない ３件 ・現物を確認できたが、備品シールの貼付がない ８件

・指定管理者に貸与しているが、貸与物品一覧に記載されていない 1 件 伊丹市会計規則第 106 条には「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定されています。 備品台帳を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。
監 査 調 査 報 告
<改善見込み> 前回定期監査において指摘した備品に係る不備について確認をしたところ、おおむね改善していました。所在修正誤り 1 件については、修正される見込みです。 ①所在誤り 38 件…全件修正を確認したものの、1 件修正誤りあり。 ②廃棄手続漏れ 12 件…全件廃棄手続されたことを確認済み。 ③不明 3 件…2 件廃棄手続済み、1 件該当の備品が判明したことを確認済み。 ④備品シールの貼付漏れ 8 件…全件貼付の確認済み。 ⑤指定管理者への貸与物品であることが判明、貸与物品一覧に未記載 1 件…貸与物品への記載を確認済み。

(2) 伊丹市スポーツ推進委員会の会計における立替払について

前 回 指 摘
伊丹市スポーツ推進委員会の事務局は、スポーツ振興課が担い、会計処理を行っています。令和 5 年度地域スポーツ奨励事業等における令和 5 年 9 月末までの会計事務を確認したところ、職員の私費による立替払が 4 件ありました。 立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金においては行うことができないものです。任意団体における準公金においても、職員による立替払が生じないよう適正な事務を行ってください。
監 査 調 査 報 告
<改善に向け取組中> 地域スポーツ奨励事業等における令和 6 年度の会計事務を確認したところ、立替払の件数が減少し、改善に向け取り組んでいますが、いまだ立替払はなくなっておりませんでした。また、任意団体に係る会計事務について、改善を要する点が見受けられました（別紙指摘事項参照）。

4 公の施設の指定管理について

(1) 指定管理に係る事務手続について ※

前 回 指 摘
指定管理に係る一連の事務手続において、次の不備がありましたので、適切な事務に改めてください。 伊丹スポーツセンター ・業務の再委託にかかる承認申請決裁遅延（基本協定書第 14 条第 1 項）

- ・年間事業報告書の決裁資料の添付漏れ（基本協定書第 29 条第 1 項）
添付漏れ資料「管理経費等の収支状況等」
- ・備品台帳の未決裁（基本協定書第 29 条第 2 項）
- ・年間事業報告書の提出期日遅延（基本協定書第 30 条第 1 項）

緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等

- ・備品台帳の未決裁（基本協定書第 29 条第 2 項）

ローラースケート場

- ・年間事業報告書の決裁資料の添付漏れ（基本協定書第 28 条第 1 項）
添付漏れ資料「本業務の実施状況」「管理施設の利用状況」
- ・備品台帳の未決裁（基本協定書第 28 条第 2 項）
- ・連絡会議の開催記録なし（基本協定書第 45 条）

稲野公園運動施設

- ・業務の再委託にかかる承認手続漏れ（基本協定書第 14 条第 1 項）
- ・年間事業報告書の未決裁（基本協定書第 28 条第 1 項）
- ・備品台帳の未決裁（基本協定書第 28 条第 2 項）
- ・連絡会議の開催記録なし（基本協定書第 45 条）
- ・修繕料の完了報告書の未提出（年度協定書第 4 条第 2 項）

監 査 調 査 報 告

<改善に向け取組中>

指定管理に係る一連の事務手続について調査したところ、チェックシートを作成し、基本協定書及び年度協定書に基づく事務に向けて改善に取り組んでいます。

Ⅱ 本監査における指摘事項等（前回未措置分を含む）

<指摘事項>

[文化振興課]

Ⅰ 支出事務について

(Ⅰ) 文化財保護団体への補助金の額の確定について

令和5年度の補助金の額の確定の決裁を確認したところ、令和7年3月と大幅に遅延していました。補助金は事業の終了後30日以内に実績報告書を受領して審査及び確定を行い、精算が必要な場合は返還を求める必要があります。

会計年度独立の原則の趣旨にのっとり、速やかに補助金の額の確定を行ってください。

(Ⅱ) 文化財保護団体への補助金に係る規程について

文化財保護団体への補助金については、現在は事務の詳細の規定がないため、事務の実施方法が不明瞭な状況です。早急に規程を定め、それを拠りどころとして補助金の交付事務を行ってください。

また、その際には、以下についても留意してください。

①令和6年度の交付決定に係る決裁を確認したところ、何を補助対象経費と判断したのかが不明瞭な状況でした。補助対象経費の整理を行い、規定してください。また、補助金額の決定決裁において、補助対象経費の内訳がわかる資料を添付するなど、審査過程が明確になる仕組みを構築してください。

②令和4年度から令和6年度における補助金の額について確認したところ、算出した金額の千円未満を切り捨てているケースと百円未満を切り捨てているケースと十円未満を切り捨てているケースがありました。端数処理のあり方を整理し、明文化してください。

③令和4年度から令和6年度の補助金の交付について確認したところ、いずれの年度においても事務が遅滞していました。適正な申請期日や交付時期を定めて、規定に従い事務を実施してください。

[スポーツ振興課]

Ⅰ 組織管理について

(Ⅰ) 職場運営全般について

今回のフォローアップ監査では、令和5年度の指摘事項10件、口頭にて指導した事項

6 件の改善状況について調査しました。

前回定期監査以降、スポーツ振興課では、職員相互のチェック体制の強化や事務運営に係るチェックリストの作成などに取り組み、その結果、事務が改善したと評価したものもありましたが、前回監査時と同様の点についての指摘事項が 1 件、口頭にて指導した事項が 2 件あります。また、それら以外にも、スポーツ振興課において複数の事務処理ミスが発生したことが発覚しており、今後も事務の改善に取り組んでいく必要があります。

前回定期監査と同様の指摘等が続く点についての原因分析を行い、組織内で共有し、再発防止のための措置を講じてください。

2 財産管理について

(1) 任意団体に係る会計事務について

伊丹市スポーツ推進委員会の事務局は、スポーツ振興課が担い、会計処理を行っています。令和 6 年度の委員会の会計事務を確認したところ、職員の私費による立替払が 1 件ありました。また、今回フォローアップ監査期間において、スポーツ振興課は、令和 5 年度の委員会の会計事務においても複数の事務処理ミスが発生していたことを確認しました。

これらの事態を受け止め、スポーツ振興課は、任意団体に係る会計事務のルールを策定し、令和 7 年度から運用を開始しているとのこと。

任意団体の適正な会計事務については、これまでも再三指摘を行っています。再発防止の徹底を図ってください。